

改 正 後				改 正 前					
<p>地等の譲渡（当該裁定後に行われるものに限る。）で、当該譲渡に係る土地等が当該事業の用に供されるもの（※2）</p> <p>(4) 当該裁定申請書に記載された特定所有者不明土地（※3）又は当該特定所有者不明土地の上に存する権利</p> <p>(4) 当該裁定申請書に添付された所有者不明土地法第10条第3項第1号に掲げる事業計画書の同号ハに掲げる計画に当該事業者が取得するものとし</p>	<p>裁定申請書（当該事業者及び当該事業並びに当該特定所有者不明土地の記載がされたものに限る。）の写し</p> <p>(B) 当該土地等を当該事業の用に供するため買い取った旨を証する書類</p> <p>B 当該土地等が左の(4)に掲げる土地等である場合</p> <p>(A) 所有者不明土地法第10条第2項の規定による提出をした当該</p>	<p>同上</p>	<p>土地等の買取りをする者</p>	<p>項第5号に規定する特定所有者不明土地をいう。</p> <p>※4 「一定の事業」とは、当該裁定申請書に記載された所有者不明土地法第10条第2項第2号の事業に係る同条第1項に規定する事業区域の面積が500㎡以上であり、かつ、当該裁定申請書に記載された特定所有者不明土地の面積の当該事業区域の面積に対する割合が4分の1未満である事業をいう。</p>					

改 正 後					改 正 前				
<u>て記載がされた特定所有者不明土地以外の土地又は当該土地の上に存する権利（当該裁定申請書に記載された当該事業が当該特定所有者不明土地以外の土地を上記(1)に掲げる特定所有者不明土地と一体として使用する必要性が高い事業と認められない一定の事業（※4）に該当する場合における当該記載がされたものを除く。）</u>	<u>裁定申請書（当該事業者及び当該事業（※4）の事業を除く。）の記載がされたものに限る。）の写し</u> (B) <u>当該裁定申請書に添付された事業計画書（当該計画に当該事業者が当該土地等を取得するものとして記載がされたものに限る。）の写し</u>	同上							
	(C) <u>当該土地等を当該事業の用に供するため</u>	同上							

改 正 後					改 正 前				
	に買い取った旨を証する書類								
⑨	……、当該譲渡に係る土地等が当該事業の用に供されるもの(⑥～⑧の3)に掲げる譲渡に該当するものを除く。)	……措置法令第20条の2第10項に規定する国土交通大臣が財務大臣と協議して定める基準に適合することにつき……	措置法31条の2 2項9号 措置法令20条の2 10項 措置法規則13条の3 1項9号イ	※1 ……。 ※2 ……。	⑨	……、当該譲渡に係る土地等が当該事業の用に供されるもの(⑥～⑧の2)に掲げる譲渡に該当するものを除く。)	……措置法令第20条の2第9項に規定する国土交通大臣が財務大臣と協議して定める基準に適合することにつき……	措置法31条の2 2項9号 措置法令20条の2 9項 措置法規則13条の3 1項9号イ	※1 ……。 ※2 ……。
⑨の2	……、これらの譲渡に係る土地等がこれらのマンション建替事業の用に供されるもの(⑥～⑧の3)に掲げる譲渡に該当するものを除く。)	(イ) ……措置法令第20条の2第10項に規定する国土交通大臣が財務大臣と協議して定める基準に適合し、…… (ロ) ……	措置法31条の2 2項9号 措置法令20条の2 10項 措置法規則13条の3 1項9号ロ	※1 ……。 ※2 ……。 ※3 ……。 ※4 ……。 ※5 ……。	⑨の2	……、これらの譲渡に係る土地等がこれらのマンション建替事業の用に供されるもの(⑥～⑧の2)に掲げる譲渡に該当するものを除く。)	(イ) ……措置法令第20条の2第9項に規定する国土交通大臣が財務大臣と協議して定める基準に適合し、…… (ロ) ……	措置法31条の2 2項9号 措置法令20条の2 9項 措置法規則13条の3 1項9号ロ	※1 ……。 ※2 ……。 ※3 ……。 ※4 ……。 ※5 ……。
⑨の3	……	(イ) …… (ロ) ……	措置法31条の2 2項9号の2 措置法令20条の2 11項 措置法規則13条の3 1項9号の2・5項	※ ……。 (1) …… (2) …… (3) ……	⑨の3	……	(イ) …… (ロ) ……	措置法31条の2 2項9号の2 措置法令20条の2 10項 措置法規則13条の3 1項9号の2・5項	※ ……。 (1) …… (2) …… (3) ……
⑨の4	……	(イ) …… (ロ) ……	措置法31条の2 2項9号の2	※1 ……。 ※2 ……。	⑨の4	……	(イ) …… (ロ) ……	措置法31条の2 2項9号の2	※1 ……。 ※2 ……。

改 正 後					改 正 前				
			措置法令20条の2 <u>11項</u> 措置法規則13条の3 1項9号の2・5項					措置法令20条の2 <u>10項</u> 措置法規則13条の3 1項9号の2・5項	
⑩	(イ) …… (ロ) ……	…… ……	措置法31条の2 2項10号 措置法令20条の2 <u>12項・13項</u> 措置法規則13条の3 1項10号・6項	※1 …… (1) …… (2) …… (3) …… ※2 ……	⑩	(イ) …… (ロ) ……	…… ……	措置法31条の2 2項10号 措置法令20条の2 <u>11項・12項</u> 措置法規則13条の3 1項10号・6項	※1 …… (1) …… (2) …… (3) …… ※2 ……
⑪	(イ) …… (ロ) ……	…… ……	措置法31条の2 2項11号 措置法令20条の2 <u>14項・15項</u> 措置法規則13条の3 1項11号・7項	※ …… (1) …… 又は措置法令第20条の2第15項に規定する地区内で施行されるものであること…… (2) …… (3) …… (4) ……	⑪	(イ) …… (ロ) ……	…… ……	措置法31条の2 2項11号 措置法令20条の2 <u>13項・14項</u> 措置法規則13条の3 1項11号・7項	※ …… (1) …… 又は措置法令第20条の2第14項に規定する地区内で施行されるものであること…… (2) …… (3) …… (4) ……
⑫	(イ) …… (ロ) …… (ハ) …… (ニ) ……	…… …… …… ……	措置法31条の2 2項12号 措置法令20条の2 <u>17項</u> 措置法規則13条の3 1項12号・8項	※1 …… ※2 …… (1) …… (2) …… イ …… ロ …… ※3 ……	⑫	(イ) …… (ロ) …… (ハ) …… (ニ) ……	…… …… …… ……	措置法31条の2 2項12号 措置法令20条の2 <u>16項</u> 措置法規則13条の3 1項12号・8項	※1 …… ※2 …… (1) …… (2) …… イ …… ロ …… ※3 ……

改 正 後					改 正 前				
区画整理事業 の施行者である ……)				※4 ……。	区画整理事業 の施行者である ……)				※4 ……。
⑫の2) …… (イ) ……。 (ロ) ……。 (ハ) ……。	(イ) ……。 (ロ) ……。 (ハ) ……。	……。 ……。 ……。	措置法31条の2 2項12号 措置法令20条の 2 17項 措置法規則13条 の3 1項12号		⑫の2) …… (イ) ……。 (ロ) ……。 (ハ) ……。	(イ) ……。 (ロ) ……。 (ハ) ……。	……。 ……。 ……。	措置法31条の2 2項12号 措置法令20条の 2 16項 措置法規則13条 の3 1項12号	
⑬ ……(上 記⑥～⑧の3 又は⑫に掲げ る譲渡に該当 するものを除 く。) (イ) ……。 (ロ) ……。	(イ) ……。 (ロ) ……。 (ハ) ……。	……。 ……。 ……。	措置法31条の2 2項13号 措置法令20条の 2 18項 措置法規則13条 の3 1項13号	※ ……。	⑬ ……(上 記⑥～⑧の2 又は⑫に掲げ る譲渡に該当 するものを除 く。) (イ) ……。 (ロ) ……。	(イ) ……。 (ロ) ……。 (ハ) ……。	……。 ……。 ……。	措置法31条の2 2項13号 措置法令20条の 2 17項 措置法規則13条 の3 1項13号	※ ……。
⑭ ……(上 記⑥～⑧の3 若しくは ⑫の2)に掲げ る譲渡又は土 地区画整理法 による土地区 画整理事業の 施行者であ る……) (イ) ……。 (ロ) ……。 (ハ) ……。	(イ) ……。 (ロ) ……。 (ハ) ……。 (ニ) ……。	……。 ……。 ……。 ……。	措置法31条の2 2項14号 措置法令20条の 2 19項 措置法規則13条 の3 1項14 号・2項	※1 ……。 ※2 ……。 ※3 ……。 (1) …… (2) …… (3) …… (4) …… ※4 ……。	⑭ ……(上 記⑥～⑧の2 若しくは ⑫の2)に掲げ る譲渡又は土 地区画整理法 による土地区 画整理事業の 施行者であ る……) (イ) ……。 (ロ) ……。 (ハ) ……。	(イ) ……。 (ロ) ……。 (ハ) ……。 (ニ) ……。	……。 ……。 ……。 ……。	措置法31条の2 2項14号 措置法令20条の 2 18項 措置法規則13条 の3 1項14 号・2項	※1 ……。 ※2 ……。 ※3 ……。 (1) …… (2) …… (3) …… (4) …… ※4 ……。
⑭の2) …… (イ) ……。	(イ) ……。 (ロ) ……。	……。 ……。	措置法31条の2 2項14号		⑭の2) …… (イ) ……。	(イ) ……。 (ロ) ……。	……。 ……。	措置法31条の2 2項14号	

改正後					改正前				
(ロ) ……。	(ハ) ……。 (ニ) ……。	……。	措置法令20条の2 <u>19項</u> 措置法規則13条の3 1項14号		(ロ) ……。	(ハ) ……。 (ニ) ……。	……。	措置法令20条の2 <u>18項</u> 措置法規則13条の3 1項14号	
⑮ ……。 (イ) ……。 ……。 (ロ) ……。 A ……。 B ……。 C ……。 D ……。 E ……。 (ハ) ……。 (ニ) ……。	(イ) ……。 (ロ) ……。 (ハ) ……。 (ニ) ……。	……。	措置法31条の2 2項15号 措置法令20条の2 <u>21項・22項</u> 措置法規則13条の3 1項15号・2項・9項	※1 ……。 ※2 ……。 ※3 ……。 (1) ……。 (2) ……。 (3) ……。 ※4 ……。	⑮ ……。 (イ) ……。 ……。 (ロ) ……。 A ……。 B ……。 C ……。 D ……。 E ……。 (ハ) ……。 (ニ) ……。	(イ) ……。 (ロ) ……。 (ハ) ……。 (ニ) ……。	……。	措置法31条の2 2項15号 措置法令20条の2 <u>20項・21項</u> 措置法規則13条の3 1項15号・2項・9項	※1 ……。 ※2 ……。 ※3 ……。 (1) ……。 (2) ……。 (3) ……。 ※4 ……。
⑯ ……。 (イ) ……。 A ……。 B ……。 (ロ) ……。 A ……。 B ……。 (ハ) ……。	(イ) ……。 (ロ) ……。 (ハ) ……。 (ニ) ……。	……。	措置法31条の2 2項16号 措置法令20条の2 <u>23項</u> 措置法規則13条の3 1項16号	※ ……。	⑯ ……。 (イ) ……。 A ……。 B ……。 (ロ) ……。 A ……。 B ……。 (ハ) ……。	(イ) ……。 (ロ) ……。 (ハ) ……。 (ニ) ……。	……。	措置法31条の2 2項16号 措置法令20条の2 <u>22項</u> 措置法規則13条の3 1項16号	※ ……。

改正後				
別表2				
収用証明書の区分一覧表				
区分	内容	発行者	根拠条項	備考
④①	措置法33条 1項2号、33 条の2 1 項1号 措置法規則 14条5項5 号の4	
④②	措置法33条 1項2号、33 条の2 1 項1号 措置法規則 14条5項5 号の5	
④③	措置法33条 1項2号、33 条の2 1 項1号 措置法規則 14条5項5 号の6	
(廃止)				

改正前					
別表2					
収用証明書の区分一覧表					
区分	内容	発行者	根拠条項	備考	
④①	措置法33条 1項2号、33 条の2 1 項1号 措置法規則 14条5項5 号の3		
④②	措置法33条 1項2号、33 条の2 1 項1号 措置法規則 14条5項5 号の4		
④③	措置法33条 1項2号、33 条の2 1 項1号 措置法規則 14条5項5 号の5		
④⑤の②	特定被災区 域(※1)にお いて都市計画法第 4条第15項に規定 する都市計画事業	当該事業が 国土交通大 臣の定める 一団地の津 波防災拠点	国土交通大 臣(当該事業 の施行者が 市町村であ る場合には、	措置法33条 1項2号、33 条の2 1項1号 措置法規則	※1 「特定被災 区域」とは、東 日本大震災復興 特別区域法(平 成23年法律第

改正後					改正前				
					<p>に準ずる事業として行う一団地の津波防災拠点市街地形成施設の整備に関する事業（東日本大震災復興特別区域法第77条第2項第3号ロに掲げる集団移転促進事業（※2）と併せて行うものに限る。）のために土地及び当該土地の上に存する資産が買収された場合（※3）</p>	<p>市街地形成施設の整備に関する事業に係る基準に該当するこれに準ずる事業である旨の証明（当該証明に記載されているその証明の日が平成31年3月31日以前であるものとし、代行買収（※4）の場合においては、当該代行買収を行う者の名称及び所在地の記載があるもの）</p>	<p>道県知事）</p>	<p>14条5項4号の8</p>	<p>122号）第4条第1項に規定する特定被災区域をいう。</p> <p>※2 集団移転促進事業は、当該集団移転促進事業に関する事項が同法第77条第1項に規定する復興交付金事業計画に記載されているものに限る。</p> <p>※3 施行者は、国又は地方公共団体である。</p> <p>※4 「代行買収」とは、事業の施行者に代わり、地方公共団体又は地方公共団体が財産を提供して設立した団体（地方公共団体以外の者が財産を提供して設立した団体を除く。）が行う当該土地及び土地の上に存する資産の買取りをいう</p>

改 正 後					改 正 前				
48の2	(イ) …… (ロ) …… (代行買収(※3)の場合)にあっては、当該代行買収を行う者の名称及び所在地の記載があるもの	……	……	※1 「特定被災区域」とは、東日本大震災復興特別区域法(平成23年法律第122号)第4条第1項に規定する特定被災区域をいう。 ※2 ……。 ※3 「代行買収」とは、事業の施行者に代わり、地方公共団体又は地方公共団体が財産を提供して設立した団体(地方公共団体以外の者が財産を提供して設立した団体を除く。)が行う当該土地及び土地の上に存する資産の買取りをいう。	48の2	(イ) …… (ロ) …… (代行買収(45の2)の「備考」欄の※4参照)の場合にあっては、当該代行買収を行う者の名称及び所在地の記載があるもの	……	……	※1 「特定被災区域」については(45の2)の「備考」欄の※1参照 ※2 ……。
48の3	(イ) …… (ロ) …… (代行買収(48の2)の「備考」欄の※3参照)の場合にあって	……	措置法33条1項2号、33条の2 1項1号 措置法規則14条5項4号の8	※ ……。	48の3	(イ) …… (ロ) …… (代行買収(45の2)の「備考」欄の※4参照)の場合にあって	……	措置法33条1項2号、33条の2 1項1号 措置法規則14条5項4号の9	※ ……。

改 正 後					改 正 前				
		ては、当該 代行買収 を行う者 の名称及 び所在地 の記載が あるもの)					ては、当該 代行買収 を行う者 の名称及 び所在地 の記載が あるもの)		
<u>49の2</u> 所有者不明土地法の規定に基づいて収用することができる資産で、同法第32条第1項《裁定》の裁定があった場合において、当該資産が収用されたとき	当該裁定をした旨の証明	当該資産の所在する地域を管轄する都道府県知事	措置法33条1項1号、33条の2 1項1号 措置法規則14条5項5号の3		(新 設)				
⑤0 (イ) (ロ) (ハ)	措置法33条1項3号の2、33条の33項 措置法規則14条5項5号の7		⑤0 (イ) (ロ) (ハ)	措置法33条1項3号の2、33条の33項 措置法規則14条5項5号の6	
<u>50の2</u> (イ) (ロ) (ハ)	措置法33条1項3号の3 措置法規則14条5項5号の8		<u>50の2</u> (イ) (ロ) (ハ)	措置法33条1項3号の3 措置法規則14条5項5号の7	
<u>50の3</u>	措置法33条1項3号の4 措置法規則		<u>50の3</u>	措置法33条1項3号の4 措置法規則	

改 正 後					改 正 前				
			14条5項5 号の9					14条5項5 号の8	
⑤1	(イ) (ロ)	措置法33条 1項3号の 4 措置法規則 14条5項5 号の10	※	⑤1	(イ) (ロ)	措置法33条 1項3号の 4 措置法規則 14条5項5 号の9	※
⑤1の2	(イ) (ロ)	措置法33条 1項3号の 5 措置法規則 14条5項5 号の11		⑤1の2	(イ) (ロ)	措置法33条 1項3号の 5 措置法規則 14条5項5 号の10	
⑤1の3	(イ) (ロ)	措置法33条 1項3号の 6 措置法規則 14条5項5 号の12	※	⑤1の3	(イ) (ロ)	措置法33条 1項3号の 6 措置法規則 14条5項5 号の11	※
⑤1の4 (イ) (ロ)	措置法33条 1項3号の 7 措置法規則 14条5項5 号の13	※	⑤1の4 (イ) (ロ)	措置法33条 1項3号の 7 措置法規則 14条5項5 号の12	※
⑥2 イ ロ	※、 当該資産に係る 土地又は土地の 上に存する権利 につき③から④⑩ まで、④⑪、④⑫	⑥2 イ ロ	※、 当該資産に係る 土地又は土地の 上に存する権利 につき③から④⑩ まで、④⑪から

改正後					改正前				
				又は④⑦から④⑧の③までに該当するものである場合において、.....。					④⑤の②まで及び④⑦から④⑧の③までに該当するものである場合において、.....。
<hr/>					<hr/>				

改 正 後				
別表3 特定土地区画整理事業等に関する証明書の区分一覧表				
区 分	内 容	発 行 者	根 拠 条 項	備 考
① (イ) (ロ)	(イ) 左欄の事業 のために土地 等を買取つ た旨を証する 書類 及び (ロ) 次に掲げる 区分に応じそ れぞれ次に掲 げる書類 A B	※1 ※2
③の2)	次に掲げる場 合の区分に応じ それぞれ次に掲 げる書類 (イ) (ロ)	※
④ 国又は地方公 共団体（地方 公共団体が財 産を提供して 設立した特定 の団体（※1） を含む。）に買	次に掲げる場 合の区分に応じ それぞれ次に掲 げる書類 (イ) 左欄に掲げ る土地が文化 財保存活用支 援団体に買い	当該文化財保存 活用支援団体の 指定をした市町 村の教育委員会	※1 ※2 ※3 文化財保 存活用支援団 体は、公益社 団法人（その 社員総会にお ける議決権の

改 正 前				
別表3 特定土地区画整理事業等に関する証明書の区分一覧表				
区 分	内 容	発 行 者	根 拠 条 項	備 考
① (イ) (ロ)	(イ) 左欄の事業 のために土地 等を買取つ たことを証す る書類 及び (ロ) 次に掲げる 区分に応じ、 それぞれ次に 掲げる書類 A B	※1 ※2
③の2)	次に掲げる場 合の区分に応 じ、それぞれ次 に掲げる書類 (イ) (ロ)	※
④ 国又は地方公 共団体（地方 公共団体が財 産を提供して 設立した特定 の団体（※1） を含む。）に買	当該土地を買 い取ったもので ある旨を証する 書類	当該土地の買い 取りをする者	※1 ※2

改 正 後				改 正 前					
<p>い取られる場合（当該重要文化財として指定された土地又は当該史跡、名勝若しくは天然記念物として指定された土地が独立行政法人国立文化財機構、独立行政法人国立科学博物館、地方独立行政法人（※2）又は文化財保護法第192条の2第1項《文化財保存活用支援団体の指定》に規定する文化財保存活用支援団体（※3）に買い取られる場合（当該文化財保存活用支援団体に買い取られる場合には一定の場合（※4）を含むものとし、措置</p>	<p>取られる場合 <u>当該土地の買取りをする者が措置法令第22条の7第4項に規定する文化財保存活用支援団体に該当する旨及び当該土地の買取りが同条第5項各号に掲げる要件を満たすものである旨を証する書類</u> (四) 上記(イ)に掲げる場合以外の場合 当該土地を買い取ったものである旨を証する書類</p>	<p>が置かれている <u>当該市町村の長</u> 当該土地の買取りをする者</p>		<p>総数の2分の1以上の数が地方公共団体により保有されているものに限る。)又は公益財団法人（その設立当初において拠出をされた金額の2分の1以上の金額が地方公共団体により拠出をされているものに限る。）であって、その定款において、その法人が解散した場合にその残余財産が地方公共団体又は当該法人と類似の目的をもつ他の公益を目的とする事業を行う法人に帰属する旨の定めがあるものに限る。 ※4 「一定の場合」とは、次に掲げる要</p>	<p>い取られる場合（当該重要文化財として指定された土地又は当該史跡、名勝若しくは天然記念物として指定された土地が独立行政法人国立文化財機構、独立行政法人国立科学博物館又は地方独立行政法人（※2）に買い取られる場合を含むものとし、措置法第33条第1項第2号の規定の適用がある場合を除く。）</p>				

改 正 後					改 正 前				
法第33条第1 項第2号の規 定の適用があ る場合を除 く。)				<p>件を満たす場 合をいう。</p> <p>(イ) <u>当該文化 財保存活用 支援団体と 地方公共団 体との間 で、その買 い取った土 地の売買の 予約又はそ の買い取っ た土地の第 三者への転 売を禁止す る条項を含 む協定に対 する違反を 停止条件と する停止条 件付売買契 約のいずれ かを締結 し、その旨 の仮登記を 行うこと。</u></p> <p>(ロ) <u>その買い 取った土地 が、文化財 保護法第 192条の2 第1項《文 化財保存活 用支援団体</u></p>					

改 正 後					改 正 前				
				<p><u>の指定》の 規定により 当該文化財 保存活用支 援団体の指 定をした同 項の市町村 の教育委員 会が置かれ ている当該 市町村の区 域内にある 土地である こと。</u></p> <p><u>(v) 文化財保 護法第183 条の5第1 項《文化財 の登録の提 案》に規定 する認定文 化財保存活 用地域計画 に記載され た土地の保 存及び活用 に関する事 業（地方公 共団体の管 理の下に行 われるもの に限る。）の 用に供する ためにその</u></p>					

改 正 後					改 正 前				
				土地が買い取られるものであること。					
⑦ 農業経営基盤強化促進法第4条第1項第1号に規定する農用地で同法第23条の2第1項の規定により定められた農用地利用規程（同法第23条第1項の認定に係るもの（同法第24条第1項の規定による変更の認定があった場合には、その変更後のもの）に限る。）に係る同法第23条の2第1項に規定する農用地利用改善事業の実施区域内にあるもの	<p>(イ) 当該土地等が農用地利用規程に係る農用地利用改善事業の実施区域内にある農用地である旨を証する書類</p> <p>(ロ) 当該土地等を農業経営基盤強化促進法第23条の2第6項の申出に基づき買い取ったものである旨を証する書類</p> <p>(ハ) 当該土地等の買取りをする者が農地中間管理機構に該当する旨を証する書類</p>	<p>市町村長</p> <p>当該土地等の買取りをする者</p> <p>都道府県知事</p>	措置法34条2項7号 措置法規則17条1項7号	※ 農地中間管理機構は、公益社団法人（その社員総会における議決権の総数の2分の1以上の数が地方公共団体により保有されているものに限る。）又は公益財団法人（その設立当初において拠出をされた金額の2分の1以上の金額が地方公共団体により拠出をされているものに限る。）であつて、その定款において、その法人が解散した場合にその残余財産が地方公共団体	(新設)				

改正後					改正前				
項の申出に基づき、同項の農地中間管理機構(※)に買い取られる場合				又は当該法人と類似の目的をもつ他の公益を目的とする事業を行う法人に帰属する旨の定めがあるものに限る。					

改正後					改正前				
別表4 特定住宅地造成事業等に関する証明書の区分一覧表					別表4 特定住宅地造成事業等に関する証明書の区分一覧表				
区分	内容	発行者	根拠条項	備考	区分	内容	発行者	根拠条項	備考
③、 平成6年1月1 日から令和2年 12月31日までの 間に、買い取ら れる場合 (イ) (ロ) (ハ) (ニ) (ホ) (ヘ)	(イ) (ロ)	※	③、 平成6年1月1 日から平成32年 12月31日までの 間に、買い取ら れる場合 (イ) (ロ) (ハ) (ニ) (ホ) (ヘ)	(イ) (ロ)	※
③の2、 平成6年1月1 日から令和2年 12月31日までの 間に、買い取ら れる場合(※) (イ) (ロ) (ハ)	(イ) (ロ) (ハ)	※	③の2、 平成6年1月1 日から平成32年 12月31日までの 間に、買い取ら れる場合(※) (イ) (ロ) (ハ)	(イ) (ロ) (ハ)	※
(廃止)					⑬の3 食品流通 構造改善促進法 (平成3年法律 第59号)第4条 第4項の規定に	(イ) 買取り をする者 が特定法 人に該当 する旨を	農林水産大 臣	措置法34 条の2 2項13号 ハ 措置法規	※1 「特定法人」とは、 食品流通構造改善促進法 第4条第4項の規定によ る認定を受けた法人のう ち、次に掲げるものをい

改 正 後				改 正 前				
				<p>よる認定を受け た計画に基づく 同法第2条第5 項に規定する食 品商業集積施設 整備事業で次の 要件を満たすも のの用に供する ために特定法人 (※1)に買い取 られる場合</p> <p>(イ) 当該事業が 都市計画その 他の土地利用 に関する国又 は地方公共団 体の計画に適 合して行われ るものである こと。</p> <p>(ロ) 当該事業に より整備され る食品商業集 積施設の用に 供される土地 の面積の合計 が4,000㎡(当 該事業が既設 の小売市場 (小売商業調 整特別措置法 第3条第1項 に規定する小 売市場及びこ</p>	<p>証する書 類及び当 該事業が 左欄の(イ) から(ハ)ま での要件 を満たす ものであ ることに つき証明 した書面</p> <p>(ロ) 当該土 地等を当 該事業の 用に供す るために 買い取っ たもので ある旨を 証する書 類</p>	<p>当該土地等 の買取りを する者</p>	<p>則17条の 2 1項 16号</p>	<p>う。</p> <p>(1) 地方公共団体の出資 に係る法人のうち、次 の要件を満たすもの</p> <p>イ 当該法人の発行済 株式の総数若しくは 出資金額の3分の2 以上が地方公共団体 により所有され若し くは出資をされ、又 は当該法人の発行済 株式の総数若しくは 出資金額の2分の1 以上が一の地方公共 団体により所有され 若しくは出資をされ ていること。</p> <p>ロ 当該法人の株主又 は出資者の3分の2 以上が中小食品販売 業者又は食品販売事 業協同組合等(中小 企業等協同組合法第 9条の9第1項第1 号又は第3号の事業 を行う協同組合連合 会を除く。)であるこ と。</p> <p>ハ その有する当該法 人の株式の総数又は 出資の金額の合計額 の最も多い株主等が 地方公共団体、中小 食品販売業者又は食</p>

改 正 後					改 正 前				
				<p>れに準ずるもので次の要件に該当するものであることについて農林水産大臣の認定を受けたものをいう。)の整備に係るものである場合には、1,000㎡)以上であること。</p> <p>A 一の建物 (屋根、柱又は壁を共通にする建物及び同一敷地内に2以上の棟をなす建物を含む。)であつて、10以上の中小小売商業者の事業の用に供されているものであること。</p> <p>B 当該建物内の店舗面積の大部分が中小食品販売業者の</p>				<p>品販売事業協同組合等のいずれかであること。</p> <p>(2) 公益社団法人又は公益財団法人であつて、その定款において、その法人が解散した場合にその残余財産が地方公共団体又は当該法人と類似の目的をもつ他の公益を目的とする事業を行う法人に帰属する旨の定めがあるものうち、次に掲げる要件のいずれかを満たすもの</p> <p>イ その社員総会における議決権の総数の3分の1を超える数が地方公共団体により保有されている公益社団法人であること。</p> <p>ロ その社員総会における議決権の総数の4分の1以上の数が一の地方公共団体により保有されている公益社団法人であること。</p> <p>ハ その拠出をされた金額の3分の1を超える金額が地方公共団体により拠出をさ</p>	

改 正 後					改 正 前				
					<p>事業の用に 供されるも のであるこ と。</p> <p>C 当該建物 の敷地面積 が500㎡以 上であるこ と。</p> <p>(ハ) その他の要 件(※2)</p>				<p>れている公益財団法 人であること。</p> <p>ニ その拠出をされた 金額の4分の1以上 の金額が一の地方公 共団体により拠出を されている公益財団 法人であること。</p> <p>※2 その他の要件は次の とおりである。</p> <p>(1) 当該事業により整備 される次に掲げる施設 の用に供される土地の 面積と当該施設の床面 積との合計面積(当該 施設の建築面積を除 く。)がそれぞれ次に掲 げる面積以上であるこ と。</p> <p>イ 公共用施設… 2,000㎡(当該事業が 既設の小売市場の整 備に係るものである 場合にあつては、660 ㎡)</p> <p>ロ 店舗用施設… 3,000㎡(当該事業が 既設の小売市場の整 備に係るものである 場合にあつては、 1,000㎡)</p> <p>(2) 当該事業により新た に設置される食品商業 集積施設の用に供され</p>

改 正 後					改 正 前				
									<p>る土地の面積と当該施設の床面積との合計面積（当該施設の建築面積を除く。）に占める売場面積の割合が2分の1以下であること。</p> <p>(3) 当該売場面積の3分の2以上が中小小売商業者の事業の用に供されるものであること。</p> <p>(4) 食品商業集積施設をその事業の用に供する者の数が10以上であること及び当該者に占める食品販売業者の割合が3分の2以上であり、かつ、当該食品販売業者に占める中小小売商業者の割合が3分の2以上であること。</p>
⑭ (イ) (ロ)	(イ) (ロ)	措置法34条の2 2項14号 措置法規則17条の2 1項16号	※ (1) (2)	⑭ (イ) (ロ)	(イ) (ロ)	措置法34条の2 2項14号 措置法規則17条の2 1項17号	※ (1) (2)
⑭の2)	(イ) (ロ)	措置法34条の2 2項14号の2 措置法規則17条の2 1項	※ (1) (2)	⑭の2)	(イ) (ロ)	措置法34条の2 2項14号の2 措置法規則17条の2 1項	※ (1) (2)

改 正 後					改 正 前				
			17号					18号	
⑮ (イ) (ロ)	(イ) (ロ)	措置法34 条の2 2項15号 措置法規 則17条の 2 1項 18号	※ (1) (2) イ ロ ハ ニ	⑮ (イ) (ロ)	(イ) (ロ)	措置法34 条の2 2項15号 措置法規 則17条の 2 1項 19号	※ (1) (2) イ ロ ハ ニ
⑯	(イ) (ロ)	措置法34 条の2 2項16号 措置法規 則17条の 2 1項 19号		⑯	(イ) (ロ)	措置法34 条の2 2項16号 措置法規 則17条の 2 1項 20号	
⑰	措置法34 条の2 2項17号 措置法規 則17条の 2 1項 20号		⑰	措置法34 条の2 2項17号 措置法規 則17条の 2 1項 21号	
⑱	措置法34 条の2 2項18号 措置法規 則17条の 2 1項 21号		⑱	措置法34 条の2 2項18号 措置法規 則17条の 2 1項 22号	
⑲ (イ) (ロ)	(イ) (ロ)	措置法34 条の2 2項19号 措置法規	※	⑲	(イ) (ロ)	措置法34 条の2 2項19号 措置法規	※

改 正 後				改 正 前				
			則17条の 2 1項 <u>22号</u>				則17条の 2 1項 <u>23号</u>	
⑳	措置法34 条の2 2項20号 措置法規 則17条の 2 1項 <u>23号</u>	※1 ※2 ※3			措置法34 条の2 2項20号 措置法規 則17条の 2 1項 <u>24号</u>	※1 ※2 ※3
㉑	(イ) A (ロ) B C D E (ハ) (ニ) (ホ) (ヘ)	(イ) A B (ロ)	措置法34 条の2 2項21号 措置法規 則17条の 2 1項 <u>24号</u>	※1 ※2 ※3 ※4 ※5 ※6 ※7 ※8	㉑	(イ) A (ロ) B C D E (ハ) (ニ) (ホ) (ヘ)	措置法34 条の2 2項21号 措置法規 則17条の 2 1項 <u>25号</u>	※1 ※2 ※3 ※4 ※5 ※6 ※7 ※8
㉑の2	措置法34 条の2 2項21号 の2 措置法規 則17条の 2 1項 <u>25号</u>				措置法34 条の2 2項21号 の2 措置法規 則17条の 2 1項 <u>26号</u>	
㉒	(イ) (ロ) A	措置法34 条の2 2項22号	※ (1) (2)	㉒	(イ) (ロ) A	措置法34 条の2 2項22号	※ (1) (2)

改 正 後				改 正 前				
	B ……		措置法規 則17条の 2 1項 <u>26号</u>		B ……		措置法規 則17条の 2 1項 <u>27号</u>	
<u>22の2</u> ……	(イ) …… (ロ) ……	…… ……	措置法34 条の2 2項22号 の2 措置法規 則17条の 2 1項 <u>27号</u>	※1 …… ※2 …… ※3 …… ※4 ……	<u>22の2</u> ……	(イ) …… (ロ) ……	…… …… 措置法34 条の2 2項22号 の2 措置法規 則17条の 2 1項 <u>28号</u>	※1 …… ※2 …… ※3 …… ※4 ……
②③ ……	…… (イ) …… …… (ロ) …… A …… B ……	…… …… ……	措置法34 条の2 2項23号 措置法規 則17条の 2 1項 <u>28号</u>	※ …… (1) …… (2) ……	②③ ……	…… (イ) …… …… (ロ) …… A …… B ……	…… …… 措置法34 条の2 2項23号 措置法規 則17条の 2 1項 <u>29号</u>	※ …… (1) …… (2) ……
②④ ……	(イ) …… (ロ) ……	…… ……	措置法34 条の2 2項24号 措置法規 則17条の 2 1項 <u>29号</u>		②④ ……	(イ) …… (ロ) ……	…… …… 措置法34 条の2 2項24号 措置法規 則17条の 2 1項 <u>30号</u>	
②⑤ ……	(イ) …… (ロ) …… (ハ) ……	…… …… ……	措置法34 条の2 2項25号 措置法令 22条の8 29項 措置法規 則17条の	※1 …… ※2 …… ※3 ……	②⑤ ……	(イ) …… (ロ) …… (ハ) ……	…… …… 措置法34 条の2 2項25号 措置法令 22条の8 29項 措置法規 則17条の	※1 …… ※2 …… ※3 ……

改正後				改正前			
			2 1 項 30号				2 1 項 31号

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>(経過的处理…改正通達の適用時期)</p> <p><u>この法令解釈通達による改正後の「別表3 特定土地区画整理事業等に関する証明書の区分一覧表」中の「区分欄⑦」の取扱いは、農地中間管理事業の推進に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第12号）の施行の日から適用する。</u></p>	<p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>(新 設)</p>